京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正(骨子案)に対する御意見をお寄せください。

京都府では、京都府環境審議会において審議いただきながら、「京都府地球温暖化対策条例」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」の見直しについて検討を行っているところですが、この度、「京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正」の骨子案をとりまとめましたので、府民のみなさまからの御意見や御提案を募集します。

お寄せいただいた御意見等につきましては、これに対する京都府の考え方を整理した上で公表いたします。

なお、個々の御意見への直接の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承ください。

1 募集期間

令和7年9月29日(月)から10月20日(月)まで

- 2 御意見の送付方法
 - ・ 「条例改正について」と明記の上、郵便、ファックス、電子メールのいずれか の方法で「京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課」宛てにお送りください。 (様式は自由です。)
 - ・ 提出された御意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、氏名、住所、電話番号も御記入願います。

(提出された方への問合せのみに使用し、公表はいたしません。)

- ・ なお、恐れ入りますが、電話による御意見提出は、御遠慮いただきますよう お願いいたします。
- (1) 郵送の場合

〒602-8570 (専用郵便番号のため住所記載不要) 京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

(2) ファックスの場合

ファックス番号:075-414-4705

(3)電子メールの場合

アドレス: datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

- 3 意見募集案件
 - ・京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正(骨子案)
 - *公表資料は、京都府ホームページでも御覧いただけます。

https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/r7pubcome.html

4 問い合わせ先

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

電話番号:075-414-4830

- 5 その他関連情報
 - 関連する環境審議会開催状況(脱炭素社会推進部会)

令和6年11月27日

令和7年2月25日、3月24日、4月30日、5月13日、7月8日、7月29日

*各審議会の開催結果は、京都府ホームページで公表しています。

https://www.pref.kyoto.jp/shingikai/chikyu-01/

■様式は自由ですが、よろしければこの用紙をお使いください。

FAX番号: 075-414-4705

郵 送:〒602-8570京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

(住所記載不要)

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正(骨子案)への御意見記入用紙

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正(骨子案)に対する御意見や御感想、御提案などを自由に御記入ください。なお、電話での御意見の提出等には応じかねますのであらかじめ御了承願います。

また、御指摘の箇所を的確に把握するため、可能な限り、該当する箇所のページ番号・ 項目名を御記入ください

\sim				
I				
- [
- [
1				
-				

差し支えなければ、住所、氏名、電話番号も御記入ください。

住所	〒	
氏名		電話番号

※募集期間:令和7年9月29日(月)から10月20日(月)まで

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正(骨子案)について

1 改正の趣旨

- ○令和6 (2024) 年は観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて1.5℃を超えたことが報告されました。特に、日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されているほか、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下など、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生しているところです。
- ○脱炭素社会の実現に向けて、平成 28 (2016) 年にはパリ協定*1が発効し、令和 2 (2020) 年に始動しました。また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC)が平成 30 (2018) 年 10 月に発表した 1.5℃特別報告書では、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑えるためには、令和 32 (2050) 年頃には世界全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロ*2にする必要があるとしています。
- ○京都府でも、令和2 (2020) 年2月に、「令和32 (2050) 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言し、その実現に向けて、これまでの取組の進捗を踏まえつつ、令和2 (2020) 年12月に京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)の各種取組の強化を行ったところです。
- ○この間、国においても令和7 (2025)年2月に、平成25 (2013)年度比で、令和12 (2030)年度までに46%削減、令和17 (2035)年度までに60%削減、令和22 (2040)年度までに73%削減、令和32 (2050)年度までにネット・ゼロを目標とする地球温暖化対策計画の改定や第7次エネルギー基本計画の策定がされたこと等を踏まえ、京都府においても、脱炭素社会の実現に向け、府域における排出量削減、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいくため、京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(平成27年京都府条例第42号)について所要の改正を行います。
 - ※1 パリ協定では、世界の平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること等を世界共通の長期目標としており、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って早期の削減を目指すこととされている。
 - ※2 二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による 除去量との間の均衡を達成することをいう。

2 改正内容

(1) 京都府地球温暖化対策条例

① 新たな温室効果ガス削減目標の設定

現行の京都府温暖化対策推進計画の目標に合わせ、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量の削減目標を平成 25 (2013) 年度比 46%以上削減へ変更するとともに、新たな目標として、令和 17 (2035) 年度、令和 22 (2040) 年度において、温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比でそれぞれ 60%、73%削減することを規定することとします。

※ 条例上の温室効果ガス排出量削減目標は令和 12 (2030) 年度 40%以上(平成 25 (2013) 年度比)

② 新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策

新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けては、府が省エネ推進や再エネ導入等に繋がる取組を一層推進するとともに、気候変動問題の重要性や脱炭素行動による経済的メリット、快適性等を発信し、府民一人ひとりの脱炭素意識の向上や行動変容を促す必要があります。

そのため、より多くの府民に脱炭素に関心を持っていただくきっかけとなるエネルギー使用量の把握に係る努力義務を新たに規定し、把握を契機として、意識向上や行動変容に繋がる府民運動を推進するとともに、府民のエネルギー使用量の把握に資する府による啓発、情報の提供及びその他の施策の推進について規定することとします。

(2) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度の延長

本計画認定制度*は、令和7 (2025)年度末をもって失効することとしていますが、 引き続き中小企業等による再工ネ設備及び効率的利用設備の導入を促すため、失効 期限を5年、延長することとします。

※ 中小企業等による自家消費を目的とする再工ネ設備等の導入計画を認定する制度。計画に 基づく再工ネ設備等の導入に対しては、税制優遇(事業税の減免)措置があります。

3 改正時期

令和7年12月京都府議会定例会 改正案提出(予定)

4 施行時期

令和8年4月施行(予定)